

事務連絡

平成31年4月25日

北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 河川部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長

要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進について（依頼）

2017年(平成29年)に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画作成及び訓練の実施が義務づけられました。また、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（2017年（平成29年）6月20日）においては、2021年度末までに市町村の地域防災計画に定められた全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。

この目標の達成に向けた参考資料として、特に要配慮者利用施設の避難確保計画作成が進んでいる自治体における取組事例について、別紙1に「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の取組事例集」としてとりまとめました。

これまで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（2017年（平成29年）6月19日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところですが、上述の目標の着実な達成に向け、以下について実施していただきますようお願いいたします。

- 別添1の「要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進の取組事例集」について、大規模減災協議会の構成員（都道府県及び市区町村）と情報共有
- 構成市区町村に対し、水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等（※）
（※）別紙2の様式を参考に、達成目標等の共有を図るようお願いいたします。
- 2019年度に都道府県が実施する「講習会プロジェクト」について、更に講習会プロジェクトの効果を広く周知するため、対象市区町村のみならず、周辺の自治体の職員や要配慮者利用施設の管理者等の参加も配慮いただくよう、大規模氾濫減災協議会を構成する都道府県に依頼するとともに、当該協議会で開催日程等について周知

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
課長補佐 相澤
津波水防係長 西
電話：03-5253-8460（内 35457）
FAX：03-5253-1603

要配慮者利用施設における 避難確保計画作成推進に向けた 地方公共団体の取組事例集

国土交通省 水管理・保全局
河川環境課 水防企画室

平成31年3月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

○平成29年5月に水防法が改正され、同法に基づき市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられた。

○平成30年3月時点での計画作成率は、全国平均で17.7%となっており、多くの市町村で計画作成をより一層推進する必要がある。一方で、計画作成が進んでいる先進的な地方公共団体もある。

○本事例集は、先進的な地方公共団体の取組を紹介し、全国の地方公共団体に参考いただくとことで、要配慮者利用施設における避難確保計画作成を促進するものである。

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

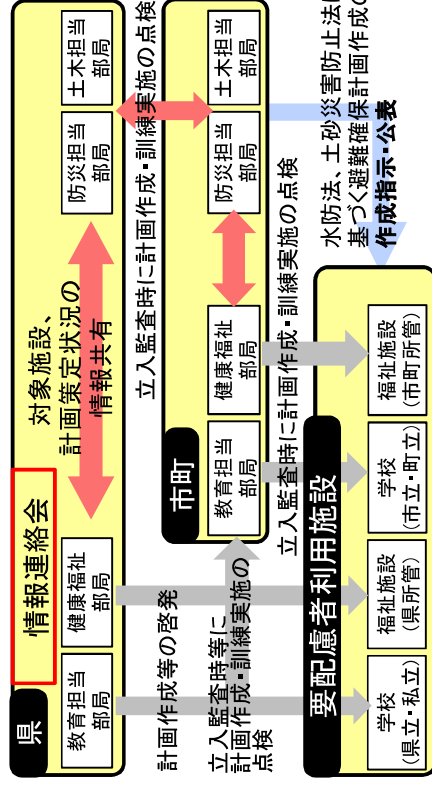
- 計画作成を促進するための体制構築
- 地域特性等を踏まえた独自の計画ひな形
- 各施設への個別対応など
- 計画の作成依頼や提出方法を工夫
- 市町村に対する支援
- 講習会プロジェクト

計画作成を促進するための体制構築

- 河川・土木部局の呼びかけのもと、防災部局のみならず、福祉部局や教育部局等施設を所管する部局との連携体制を構築
- 徳島県では、河川部局に避難確保計画作成促進のための専任の職員を配置

香川県の体制

- 関係部局から構成される「情報連絡会」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定

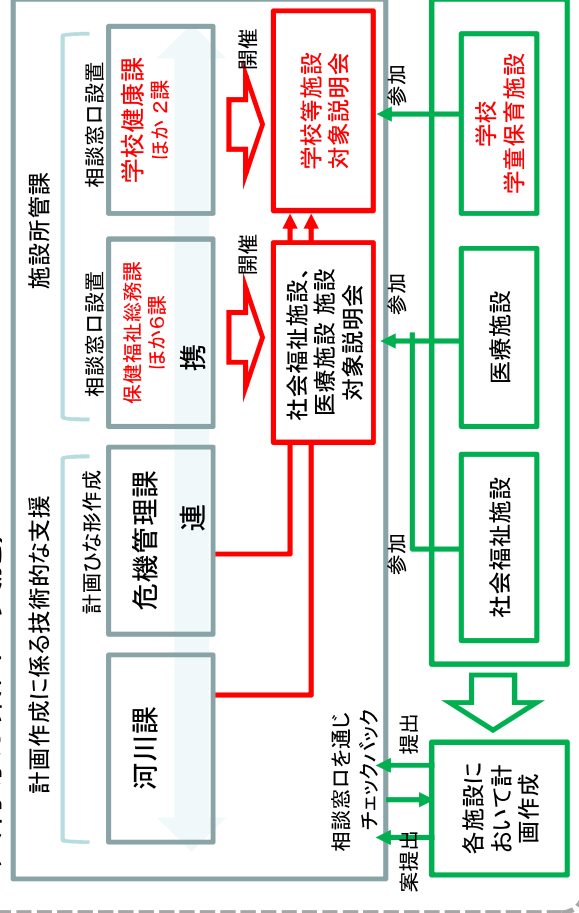


徳島県の体制

- 河川整備課内に専任の担当者（河川行政の経験を有する委嘱職員）を配置、担当者が県内市町村や施設を直接支援
- 対象施設によって馴染みのない河川部局からの連絡で最初には戸惑う施設もあったが、法改正の趣旨等を丁寧に説明することにより、コミュニケーションを確立

宇都宮市の体制

- 関係部局から構成される「市内関係会議」を結成、市内関係課の役割分担や進め方を協議して連携体制を構築
- 施設所管課毎に相談窓口を設定（会議自体は定期的に開催していないが、防災・河川部局が中心となって情報共有等は緊密に実施）



適切な役割分担により取組を効果的に促進

○国土交通省作成の手引き・ひな形をよりコンパクト化

栗原市のひな形

徳島県のひな形

[illegible]

※自力難題が困難な方については、基準にとらわれることなく早めの療養を想定しておく。

7 地域との連携

- (1) 日頃から、地域との関係を深め、「地域住民からの支援」，そして、「地域の要
配者への建物の受入れ」など双方方向の運動を行うよう努める。

(2) 夏蔵を退却せしむるために、地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、合同で夏蔵退却活動を実施するよう努める。

○水戸市内における避難勧告等の発令基準を記入済み

[illegible]

《说文解字》中“解”字从“角”从“刀”，“解”字本义为“解角”，即“解牛”。

100

2000

Downloaded At: 11:53 11 September 2009

以六千五、水質調溫後，

1994年12月

1997年12月

● 1992年12月22日

[illegible]

I

田

米尔

十區三

9. 信託

6.

女
子
生
日

吉野

1100

[illegible]

卷一

登

●
●
●
■
■
■

[illegible]

○栗原市の地域特性を基に、確認すべき河川や水位計の情報記入済み

[illegible]

○国土交通省の手引き・ひな形から要点を絞り込み、県独自のひな形として作成

計画作成における施設管理者の負担を軽減

各施設への個別対応など

- 各施設の戸別訪問や電話対応などのきめ細かい対応
- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口となる職員を配置
- 計画が提出されるまで継続して作成を依頼

水戸市の対応

- ハザードマップ改訂時に、要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問し避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を含めて説明
- 提出期限までに計画が未提出の施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼。戸別訪問に係る時間は、1件あたり計画作成を含めて約30分程度

徳島県の対応

- 県独自のひな形を作成・公開。インターネット環境がない施設には郵送
- 個々の施設管理者に対し、水防法改正による避難確保計画作成の義務化の経緯や重要性、上記ひな形への記入方法を**電話等で直接説明**

宇都宮市の対応

- 施設所管課毎に、各施設の相談窓口**となる職員を配置
(窓口への相談で課題解決した例)
近隣に指定緊急避難場所がなく、避難確保計画に避難場所を盛り込むことが困難な施設からの相談を受け、施設所管課において避難場所として活用できる所管施設を紹介

大仙市の対応

- 水防法改正により避難確保計画の作成が義務化される以前から各施設管理者に対し計画書の作成を依頼してきた。
- 市内全127施設において計画書が提出されるまで継続して作成を依頼し、**必要に応じて職員が直接指導**を行ってきた。

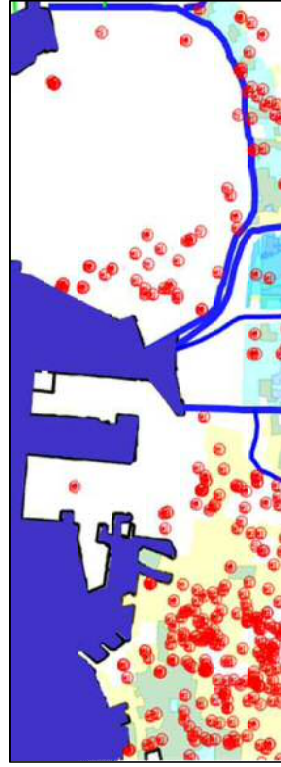
細やかな対応により施設管理者の理解を促進

計画の作成依頼や提出方法を工夫

- 施設に対し、市町村の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、施設側が自ら提出期限を設定
- 2段階（案提出 → 本提出）の提出



- 香川県の支援



- 県内の施設を対象としたアンケートを実施
- 水防法改正による義務化を知らない施設が相当数存在

施設に対する繰り返しの周知が重要

市町村における対象施設選定の負担を軽減

徳島県の支援

ふいへに因軍の國情勢は漸次安寧を得出たり其意は益々強くなりて、

板野町災害配置利用者施設非常災害対策計画の事例を作ってみましたので、参考してください。

事例1 医療法人〇〇〇〇〇〇 病院（医療、高齢者支援施設）での週間通院料金の検討

いおりです。
しかし、この地域の〇〇川洪水時の浸水深は5~10m(想定最大浸深)となっており、全
ての施設が浸水想定区域域内の施設であることから、近隣の指定緊急避難場所である「〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇」が収容人員に限られ、少し距離がありますが、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」へのスムーズな避難を図るようより新制度を検討する必要があります。

遊園ケース 1
要遊園者を単に曳きせよと遊やかに、馬酒○○○○を北上し、○○○○○○ 交遊
点を右折し、○○○○ 酒館を○○川に沿って北上、○○ 驛を右折して○○町民セン
ターに到着する。

遊園ケース2
県道○○-○○線を北上し、○○○○○
北上し、「○○○○○」に遊園する。
交差点を左折し、○○○○○○○と右折し

事例② 徳立行政法人国立病院機構 ○○○○○○○○
(医療・児童・障害者支援施設) での
資源画像計画の検討

[illegible][illegible]

- ## ○具体の事例を 用いて、避難 経路の選定等 避難確保計画 作成のプロセ スを市町村に 例示

市町村の担当者の理解促進

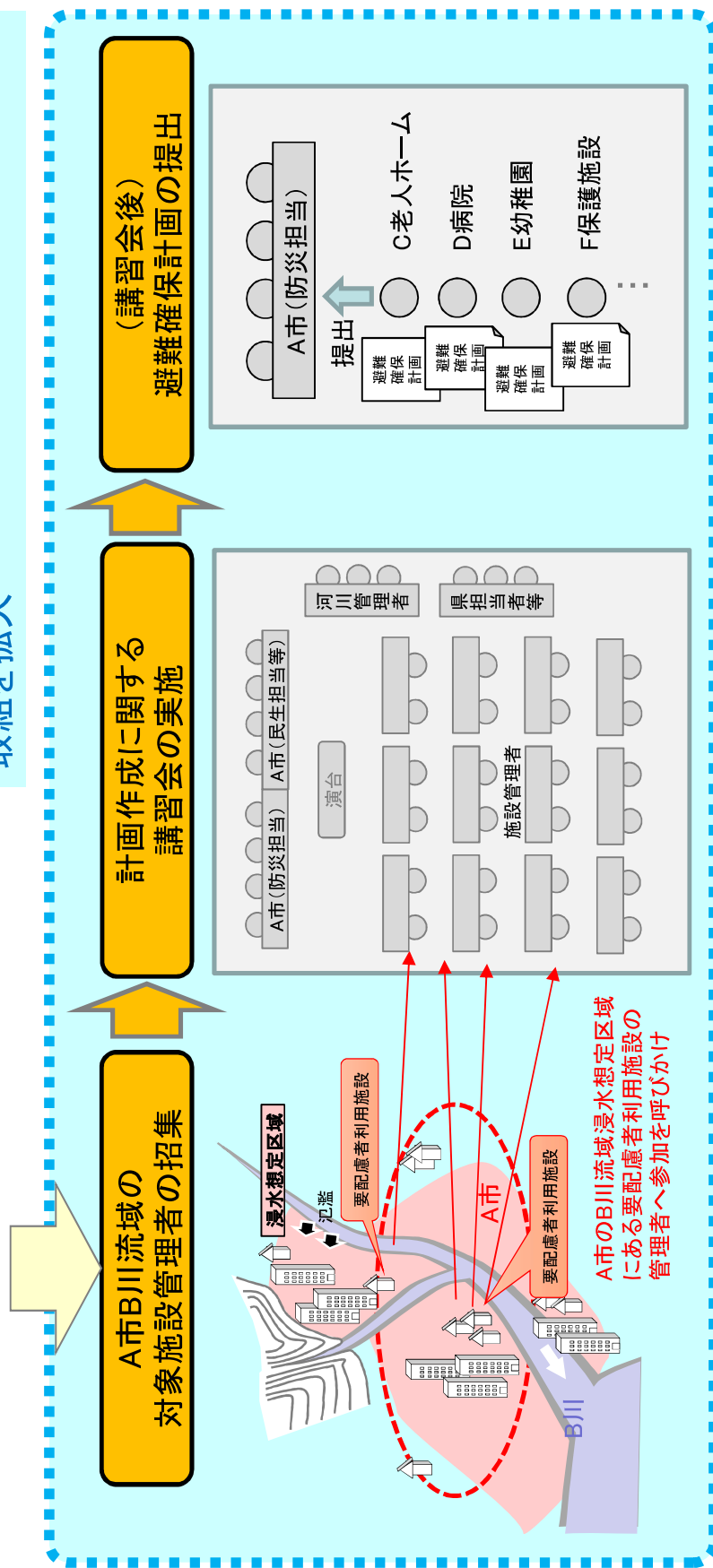
講習会プロジェクトの概要

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営フロー】

A市にて企画・立案

- ・H29年度に津市にて先行的に実施し、講習会運営マニュアルを作成
- ・H30年度には全国12市町で先行的に実施し、取組を拡大



平成29年度講習会プロジェクトの実施(三重県津市)

- 平成29年11月に三重県津市において、講習会を開催（前期・後期の2部構成で開催）
- 前期講習会では、有識者や河川管理者等が計画作成に向けたポイントを説明し、計画案の検討を依頼
- 後期講習会では、少人数のグループに分かれて他施設管理者と計画作成上の課題や取組等を共有
- 講習会実施後、参加施設の管理者は作成した計画を提出

【プロジェクト実施の効果】

講習会に参加した全90施設で計画作成が完了

(講習会実施前)
37施設(41.1%)



(講習会実施後)
90施設(100%)

講習会の開催状況

前期講習会

【開催日時】

○平成29年11月7日(火) 14:00~16:00

○参加施設数 75施設

【次第】

- ・特別講演：「避難確保計画作成の必要性について」
(三重大大学大学院 川口 淳 准教授)
- ・関係機関からの話題提供
- ・津市における災害時の防災情報伝達について(津市)
- ・避難確保計画の作成方法について(中部地方整備局)



会場全体の状況



三重大 川口准教授による
ワールドカフェ手法の説明

後期講習会

【開催日時】

○平成29年11月30日(木) 14:00~16:00

○参加施設数 60施設 ※前後期合わせて90施設参加

【次第】

- ・ワールドカフェによる課題と知恵の共有
～避難させることができる計画を作成するために～
(テーマ1) 作成した(作成中の)計画で避難させることができ
ますか？
(テーマ2) 要配慮者利用施設間及び地域と連携して助け合える
(協力できる)ことがありますか？



会場全体の状況

- ◆付箋紙(赤): 第1ラウンドの意見
- ◆付箋紙(黄): 第2ラウンドの意見
- ◆付箋紙(青): 第3ラウンドの意見
- ◆共感する意見にはいいね!の●シールを貼付

テーブルでの意見集約状況

平成30年度講習会プロジェクトの実施(全国12市町)

- 三重県津市での実施を踏まえ、講習会プロジェクトの企画・運営マニュアルを作成
- 平成30年度は、全国12の市町で講習会プロジェクトを実施
- 施設管理者等が抱える課題の解決などにより、避難確保計画作成に貢献

都道府県	市町村	前期（座学） 参加施設数	後期（意見交換） 参加施設数	計画提出状況 (H30.2.5時点)	備考
北海道	帯広市	101	79	集計中	
青森県	五所川原市	100	81	75(69%)	
岩手県	花巻市	28	-	集計中	
秋田県	能代市	27	12	23(82%)	
秋田県	由利本荘市	45	28	47(89%)	
埼玉県	川越市	94	61	63(57%)	
新潟県	新発田市	27	-	22(81%)	
岐阜県	安八町	14	15	集計中	
和歌山県	紀の川市	27	23	集計中	
岡山県	岡山市	155	-	集計中	
香川県	三豊市	28	-	20(71%)	
宮崎県	延岡市	193	193	集計中	

1. 避難確保計画作成推進の取組

2. 自治体毎の取組の実例

○国土交通省では、避難確保計画の作成が進んでいる地方公共団体に対して平成30年度にヒアリングを実施した。次項以降では、それらの地方公共団体の取組を紹介する。

＜取組を紹介する地方公共団体＞

避難確保計画の作成が進んでいる市町村

市町村	対象施設数	計画作成率	備考
水戸市（茨城県）	67	97.0%	
宇都宮市（栃木県）	49	100%	
安来市（島根県）	51	80.4%	

避難確保計画の作成が進んでいる都道府県

都道府県	対象施設数	計画作成率	備考
徳島県	1,735	44.4%	県内半数以上の対象市町村で50%以上の計画作成率
香川県	658	35.7%	県内全ての対象市町村で10%以上の計画作成率（全国唯一）

数字はH30.3時点。ただし、宇都宮市はH30.10時点。

○市の特性に合わせたひな形を作成。予め防災体制確立基準（洪水予報等によるトリガー）等を記載。

○説明会開催、戸別訪問を通じて避難確保計画を作成を支援。

＜独自のひな形を作成＞

[illegible]

○国土交通省が公表している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を参考に計画作成のひな形を独自に作成

○水戸市内における避難勧告等の発令基準や、避難勧告等が発令された際の施設における活動内容等をあらかじめ示すことで施設の計画作成における負担を軽減、理解を促進

＜施設への個別対応＞

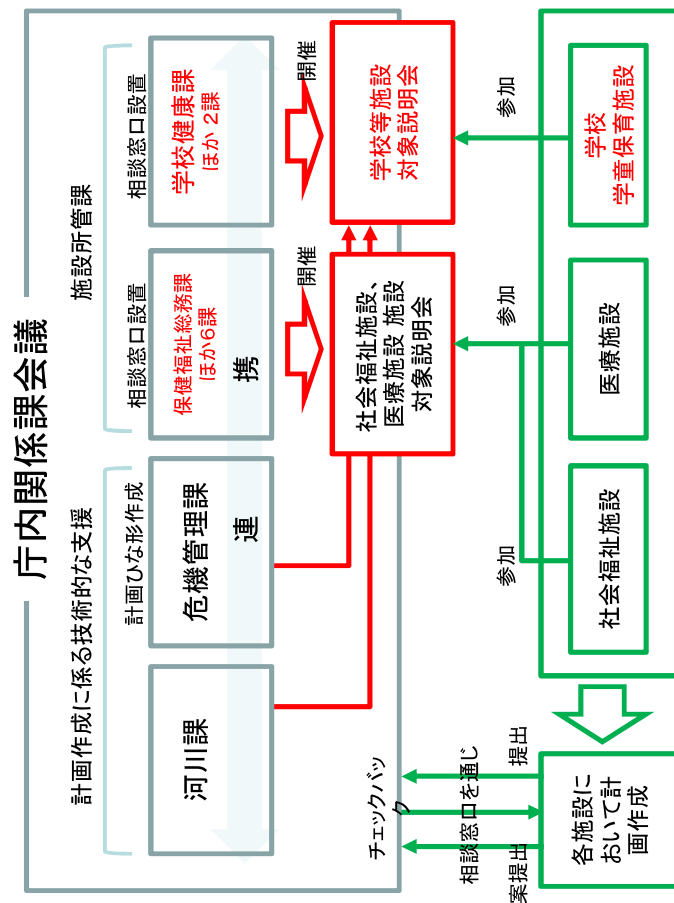
○ハザードマップ改訂時に、ハザードマップに要配慮者利用施設の名称等を記載することについて、施設を戸別訪問して避難確保計画作成の義務化や最大規模の浸水想定の意味等を解説

○提出期限までに計画が未提出の施設や、説明会に参加できなかった施設に対して、**市職員が戸別訪問**して作成を依頼するとともに、再度の説明。戸別訪問に係る時間は、1件あたり約30分程度

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点)

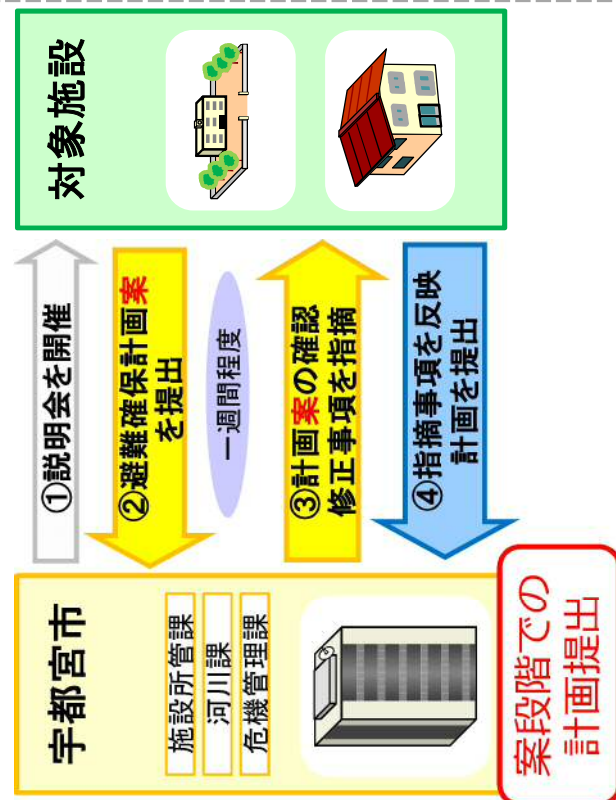
- 庁内関係部局から構成される「**庁内関係課会議**」を結成し、役割分担や進め方を協議して連携体制を構築。
- 施設所管課毎に相談窓口を設定し、「庁内関係課会議」が一体となって計画作成を支援。
- 案段階の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

＜庁内関係課会議を設立＞



施設に対して効果的な助言・はたらきかけ

＜計画の提出方法に工夫＞



避難確保計画の作成状況
(平成30年10月末時点) **100% (49/49)**

- 施設に対し、市町村長名の公文書により計画作成を依頼
- 締め切りに間に合わない場合、**施設管理者が自ら提出期限を設定**
- 暫定版の計画の提出を受け付けることにより計画提出を促進。

＜計画作成依頼方法を工夫＞

**市の公文書
で依頼**

御中

安来市長 近藤公樹
(総務部防災課)

避難確保計画の提出について（通知）

平素より、安来市行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。
さて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年法律第31号の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の浸水想定区域の管理者等は、避難確保計画の作成・報告、避難訓練の実施が義務となりました。
つきましては、貴施設に該当する想定災害の「浸水」「土砂災害」に対する避難確保計画（写し）と、別添の調査票を下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出していただくもの
(1) 避難確保計画（写し）
※現在、避難確保計画を策定していない場合
① (2) の調査票に作成予定をご記入のうえ提出してください。
② 避難確保計画を策定されたら、写しを提出してください。
- (2) 避難確保計画及び避難訓練にかかる状況調査票

**施設が提出予定
時期を報告**

3. 提出方法

郵送、持参

4. 締切り

平成29年11月2日（水）

FA

高い計画提出率を実現

＜計画の提出方法に工夫＞

消防計画等既存の計画に必要事項を追記する等の助言

①計画作成を依頼

②避難確保計画
(暫定版)を提出

③暫定版計画の確認
修正事項を指摘

④指摘事項を反映
計画を提出

対象施設



**現時点段階で
の計画提出**

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点) **80% (41/51)**

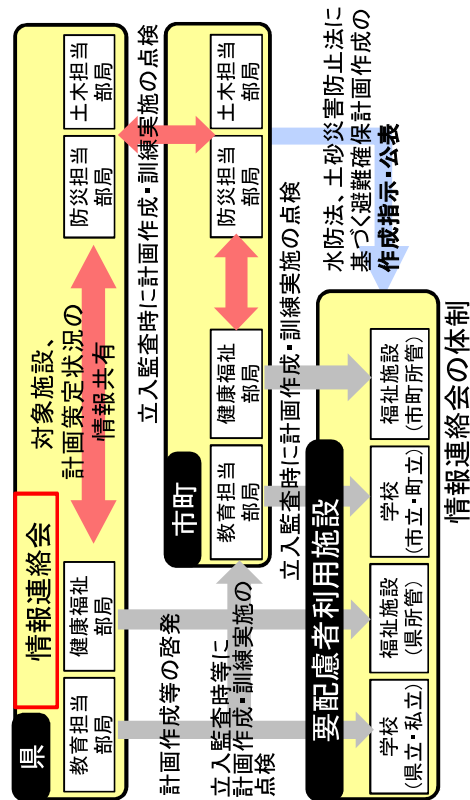
省通交土国

- 18

- 県庁内関係部局の連携を図るため、「**情報連絡会**」を設置。
- 市町村における地域防災計画作成を支援するため、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧をGISを活用して位置情報とともに各市町村に提供。

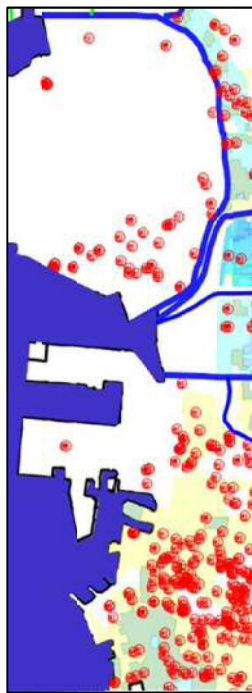
＜情報連絡会を結成＞

- 関係部局から構成される「**情報連絡会**」を結成、県内市町村や施設を支援
- 施設の所管課、施設情報を整理共有。定期的に情報連絡会を開催し、情報共有や今後の方針等を決定



適切な役割分担により取組を効果的に促進

＜市町村への情報提供＞



GISを活用して浸水想定区域内の施設を地図上に表示

- 市町村における対象施設の把握を支援
- 市町村地域防災計画への施設の位置づけに活用

市町村における対象施設選定の負担を軽減

避難確保計画の作成状況
(平成30年3月末時点)
36% (235/658)
県内全ての対象市町村で計画作成率10%以上

【〇〇市】要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進＜目標と取組＞

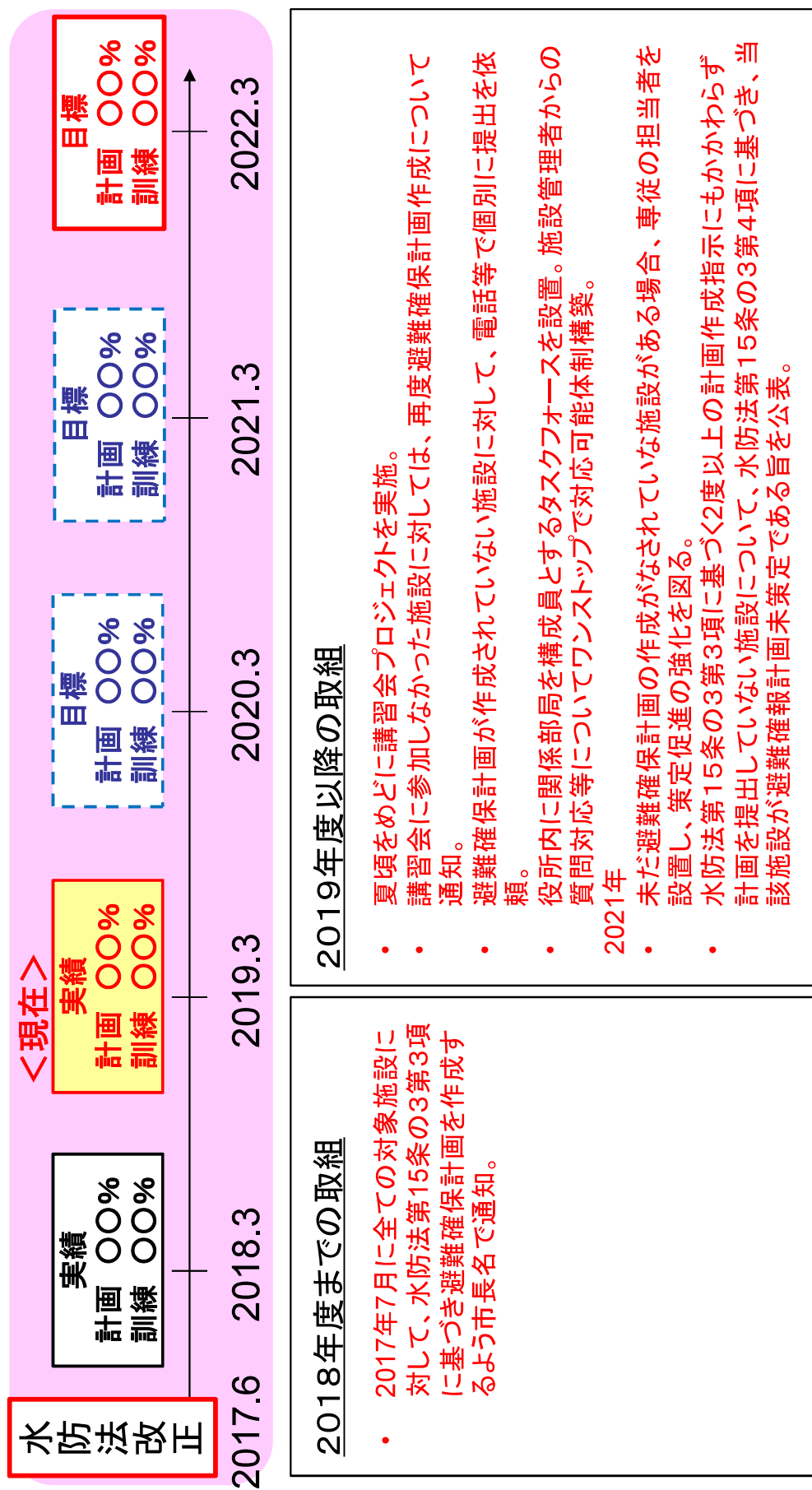
別紙2

水 防 法 改 正		2017.6		2018.3		2019.3		2020.3		2021.3		2022.3	
実績 計画 ○○% 訓練 ○○%		実績 計画 ○○% 訓練 ○○%		実績 計画 ○○% 訓練 ○○%		実績 計画 ○○% 訓練 ○○%		目標 計画 ○○% 訓練 ○○%		目標 計画 ○○% 訓練 ○○%		目標 計画 ○○% 訓練 ○○%	
2018年度までの取組 ・ …。 ・ …。		2019年度以降の取組 ・ …。 ・ …。											

備考

・ …。

【〇〇市】要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進<目標と取組> 記入例



備考

- 平成31年度に〇〇川の浸水想定区域図が想定最大の降雨に対応したものに更新されることに伴い、対象施設が増加する予定。

老推発 0425 第 1 号
老高発 0425 第 4 号
老振発 0425 第 1 号
老老発 0425 第 2 号
国 水 環 第 9 号
国 水 砂 第 5 号
平成 31 年 4 月 25 日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設（介護保険施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられま

した。また、介護保険施設等においては、介護保険法等の事業法や関連する通知等により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられています。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成 29 年 6 月 20 日）において、2021 年度末までに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※1）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部局におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※1）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づき設置する協議会。詳細は「別添 1」のとおり。

Ⅱ 要配慮者利用施設（介護保険施設等）における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成 28 年度に実施した調査の結果を「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成 31 年 2 月 1 日老総発 0201 第 1 号、老高発 0201 第 1 号、老振発 0201 第 1 号、老老発 0201 第 3 号）において厚生労働省より各都道府県に向け結果を公表し、平成 31 年 3 月 31 日時点の状況について再調査を実施することを予告したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、2019 年 3 月末時点における状況について、「別添 2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成 28 年度実施分の結果と同様

の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

<厚生労働省関係項目>

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）
- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・ 非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・ 非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設・サービス

- ①広域型特別養護老人ホーム ②地域密着型特別養護老人ホーム
- ③介護老人保健施設 ④介護療養型医療施設 ⑤介護医療院
- ⑥養護老人ホーム ⑦軽費老人ホーム
- ⑧有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム。）
- ⑪認知症対応型共同生活介護 ⑫小規模多機能型居宅介護
- ⑬看護小規模多機能型居宅介護 ⑭短期入所生活介護
- ⑮通所介護（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑯地域密着型通所介護（療養通所介護を除く。地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑰療養通所介護
- ⑱通所リハビリテーション（介護保険法第71条による居宅サービスに係る第41条第1項本文の指定を受けた事業所を含む。）

⑭認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

※上記全ての施設・サービスについて、介護予防がある場合は、これを含む。ただし、同一施設内で介護・予防両方の事業を実施している場合は、上記施設・サービスに含むもの（合わせて1施設）として調査。

3. 施設・サービスの所管

所管	施設・サービス
都道府県 指定都市 中核市	①広域型特別養護老人ホーム、③介護老人保健施設、 ④介護療養型医療施設、⑤介護医療院、⑥養護老人ホーム、 ⑦軽費老人ホーム、⑧有料老人ホーム（特定施設）、 ⑩有料老人ホーム（住宅型有料老人ホーム）、 ⑭短期入所生活介護事業所、⑮通所介護事業所、 ⑯通所リハビリテーション
市町村 ※指定都市・中核市を含む	②地域密着型特別養護老人ホーム、 ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設）、 ⑪認知症対応型共同生活介護事業所、 ⑫小規模多機能型居宅介護事業所、 ⑬看護小規模多機能型居宅介護事業所、 ⑯地域密着型通所介護事業所、⑰療養通所介護事業所、 ⑱認知症対応型通所介護事業所

4. 調査実施方法

2019年3月31日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市・中核市の介護保険施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の間1～3（施設の名称・種別・所在地）について、広域型特別養護老人ホーム等の所管施設分を記入した上で、管内の市町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設が地域防災計画に記載されている施設であるか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設であるか）、調査票の間4～8の記入を依頼する。
- ③ 市町村は、上記の都道府県の所管施設が地域防災計画に記載されている施設であることを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。

- ④ 都道府県、指定都市・中核市、市町村それぞれが、問1～8を記入（②及び③で記入する都道府県は除く）した上で、管内の所管施設に対し、調査票の記入を依頼する。
- ⑤ 市町村は、調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表1（一般市町村用）に集計した上で、当該調査票及び集計表1を都道府県に提出する。
- ⑥ 都道府県は、市町村から調査票と集計表1（一般市町村用）を回収した後、都道府県の所管施設の状況とあわせて、1つの調査票に管内の全施設分の回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市・中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表2を厚生労働省に提出する流れとなる。

5. 提出方法

各都道府県・指定都市・中核市は、管内の全施設の状況が記入された「調査票」（1つのExcelシート内に、1施設1行として縦に並べた一覧）と、「集計表2（都道府県・指定都市・中核市用）」を厚生労働省老健局高齢者支援課へメール（Excel）にてご提出ください。（提出先：kiban-seibi@mhlw.go.jp）

調査票が容量の問題等で1つのExcelデータに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

6. 回答期限

2019年6月28日（金） ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係長 中村（内線 3928）

施設係 黒木（内線 3927）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-3670

○国土交通省（水害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

○国土交通省（土砂災害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

課長補佐 今森（内線 36142）

係長 田中（内線 36134）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

子子発0425第1号
国水環第11号
国水砂第7号
平成31年4月25日

各都道府県
指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進
並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。また、児童福祉施設等においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の省令や関連する通知等により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施に努めなければならないこととしています。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成29年6月20日）において、2021年度末までに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の

要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※１）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※１）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第 15 条の 9 及び第 15 条の 10 に基づき設置する協議会。詳細は「別添 1」のとおり。

Ⅱ 要配慮者利用施設における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成 28 年度に実施した調査の結果を「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成 31 年 2 月 1 日子子発 0201 第 1 号）において厚生労働省より各都道府県に向け結果を公表し、平成 31 年 3 月 31 日時点の状況について再調査を実施することを予告したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、平成 31 年 3 月末時点における状況について、「別添 2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成 28 年度実施分の結果と同様の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

＜厚生労働省関係項目＞

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）

- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設・サービス

- ①助産施設 ②乳児院 ③母子生活支援施設 ④保育所 ⑤幼保連携型認定こども園
 ⑥児童厚生施設（児童館・児童センター） ⑦児童養護施設 ⑧児童心理治療施設
 ⑨児童自立支援施設 ⑩家庭的保育事業所 ⑪小規模保育事業所
 ⑫事業所内保育事業所 ⑬児童相談所一時保護施設 ⑭婦人相談所一時保護施設
 ⑮認可外保育施設 ⑯小規模住居型児童養育事業所 ⑰児童自立生活援助事業所
 ⑱婦人保護施設 ⑲放課後児童健全育成事業実施施設

3. 調査実施方法

平成 31 年 3 月 31 日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市・中核市の児童福祉施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の問 1～3（施設の名称・種別・所在地）について、児童福祉施設等のうち、都道府県所管施設等分を記入した上で、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設等が地域防災計画に記載されている施設等に該当するかどうか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設等であるか）、調査票の問 4～8 の記入を依頼する。
- ③ 市区町村は、上記の都道府県所管施設等が地域防災計画に記載されている施設等であることを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。
- ④ 都道府県、指定都市・中核市、市区町村それぞれが、問 1～8 を記入（②及び③で

記入する都道府県は除く)した上で、管内の所管施設等に対し、調査票の記入を依頼する。

- ⑤ 市区町村は、調査票が管内の所管施設等から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる(Excelのシート内に、1施設等を1行として縦に並べて一覧にする)とともに、集計表1(一般市区町村用)に集計した上で、当該調査票及び集計表1を都道府県に提出する。
- ⑥ 都道府県は、市区町村から調査票と集計表1(一般市区町村用)を回収した後、都道府県の所管施設等の状況とあわせて、1つの調査票に管内の全施設等分の回答を取りまとめる(Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする)とともに、集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)に集計した上で、当該調査票及び集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市・中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設等から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる(Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする)とともに、集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)に集計した上で、当該調査票及び集計表2を厚生労働省に提出する流れとなる。

5. 提出方法

各都道府県・指定都市・中核市は、管内の全施設等の状況が記入された「調査票」(1つのExcelシート内に、1施設1行として縦に並べた一覧)と、「集計表2(都道府県・指定都市・中核市用)」を厚生労働省子ども家庭局子育て支援課へメール(Excel)にてご提出ください。(提出先: jidouseibi@mhlw.go.jp)

調査票が容量の問題等で1つのExcelデータに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

6. 回答期限

2019年6月28日(金) ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

調整係長 松浦(内線 4964)

調整係 西尾(内線 4961)

TEL: 03-5253-1111(代表) FAX: 03-3595-2749

○国土交通省(水害関係)項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤(内線 35439)

津波水防係長 西(内線 35457)

TEL: 03-5253-8111(代表) FAX: 03-5253-1603

○国土交通省(土砂災害関係)項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

課長補佐 今森(内線 36142)

係長 田中(内線 36134)

TEL: 03-5253-8111(代表) FAX: 03-5253-1610

障障発 0425 第 1 号
国 水 環 第 1 2 号
国 水 砂 第 8 号
平成 31 年 4 月 25 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障 害 保 健 福 祉 主 管 部 (局) 長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



(印影印刷)

要配慮者利用施設（障害者支援施設等）における避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設（障害者支援施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練 の実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内
の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日
法律第 31 号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止
対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられま
した。また、障害者支援施設等においては、厚生労働省令により、水害・土砂災害を含
む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられてい
ます。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社
会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成 29 年 6 月 20 日）において、2021 年度末ま

でに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※1）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉主管部局におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※1）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第15条の9及び第15条の10に基づき設置する協議会。詳細は「別添1」のとおり。

II 要配慮者利用施設（障害者支援施設等）における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成28年度に実施した調査の結果を「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成30年12月27日障障発1227第1号）において厚生労働省より各都道府県等に向け結果を公表したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、2019年3月末時点における状況について、「別添2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成28年度実施分の結果と同様の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

<厚生労働省関係項目>

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）
- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・ 非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・ 非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設

- ①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所
- ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所
- ⑧共同生活援助事業所 ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設
- ⑪児童発達支援センター ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所
- ⑭放課後等デイサービス事業所

3. 調査実施方法

2019年3月31日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市・中核市の障害者支援施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の間1～3（施設の名称・種別・所在地）について、所管施設分を記入した上で、管内の市町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設が地域防災計画に記載されている施設であるか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設であるか）、調査票の間4～8の記入を依頼する。

- ③ 市町村は、上記の都道府県の所管施設が地域防災計画に記載されている施設であることを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。
- ④ 都道府県が、問1～8を記入した上で、管内の所管施設に対し、調査票の記入を依頼する。
- ⑤ 都道府県は、1つの調査票に管内の全施設分の回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表（都道府県・指定都市・中核市用）を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市・中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excelのシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表を厚生労働省に提出する流れとなる。

5. 提出方法

各都道府県・指定都市・中核市は、管内の全施設の様子が記入された「調査票」（1つのExcelシート内に、1施設1行として縦に並べた一覧）と、「集計表（都道府県・指定都市・中核市用）」を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へメール（Excel）にてご提出ください。（提出先：fukuzai@mhlw.go.jp）

調査票が容量の問題等で1つのExcelデータに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

6. 回答期限

2019年6月28日（金） ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係長 塚田（内線 3035）

福祉財政係 元木・丹羽（内線 3035）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3591-8914

○国土交通省（水害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

○国土交通省（土砂災害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

課長補佐 今森（内線 36142）

係長 田中（内線 36134）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

社援保発 0425 第 1 号
国 水 環 第 10 号
国 水 砂 第 6 号
平成 31 年 4 月 25 日

各都道府県
指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



（印影印刷）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



（印影印刷）

要配慮者利用施設（救護施設等）における避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進並びに非常災害対策計画の作成等の状況調査のお願い（依頼）

I 要配慮者利用施設（救護施設等）における避難確保計画の作成及び避難訓練の 実施の促進

市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）により改正された水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。また、救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む。）及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）においては、厚生労働省令により、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施が義務づけられています。

避難確保計画の作成、訓練の実施を促進するため、国土交通省では、「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成 29 年 6 月 20 日）において、2021 年度末までに対象の全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成し避難訓練を実施す

ることを目標に掲げております。この目標の達成に向けて、洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、大規模氾濫減災協議会（※1）において、構成市町村に対し、水防法に基づく避難確保計画作成及び当該計画に基づく避難訓練の実施に関して、各年度の達成目標及び目標を達成するための取組の取りまとめを依頼し、大規模氾濫減災協議会で共有すると共に、更なる効率的な目標達成に向けた構成員間での質疑、助言等を行うよう依頼する等、地方公共団体における避難確保計画作成等の取組を促進しております。

各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局におかれましては、危機管理部局や土木部局と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等が一層促進されるようよろしく取り計らい願います。なお、避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記することで作成することが可能ですが、作成後に市町村への提出が必要と定められておりますことを申し添えます。

（※1）大規模氾濫減災協議会

多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水防法第15条の9及び第15条の10に基づき設置する協議会。詳細は「別添1」のとおり。

Ⅱ 要配慮者利用施設（救護施設等）における非常災害対策計画の作成等の状況調査

非常災害対策計画の作成等の状況については、平成28年度に実施した調査の結果を「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成30年12月28日社援保発第1228第1号）において、厚生労働省より各都道府県等に向けて結果を公表したところです。

今回、厚生労働省及び国土交通省では、要配慮者利用施設における非常災害対策計画及び避難確保計画の作成並びに避難訓練の実施状況を把握し、今後のさらなる促進を図ることを目的として、要配慮者利用施設に対して、再調査として合同調査を実施することとしました。つきましては、2019年3月末時点における状況について、「別添2」の調査票及び集計表を用いて、下記のとおり報告をお願いします。

なお、今回実施する調査の結果は、とりまとめの後、平成28年度実施分の結果と同様の形で通知により公表する予定としております。

記

1. 調査項目

別紙調査票のとおり。

＜厚生労働省関係項目＞

- 施設基礎情報（施設の名称、施設種別、所在地）
- 市町村地域防災計画への記載状況（施設の立地から起こりうる災害）

- 避難訓練実施状況
- 非常災害対策計画策定状況
 - ・非常災害対策計画に記載されている事項
 - ・非常災害対策計画で想定されている災害（火災、地震、洪水、雨水出水（内水）、高潮、土砂災害、津波）

<国土交通省関係項目>

- 洪水時の計画等について
- 雨水出水（内水）時の計画等について
- 高潮時の計画等について
- 土砂災害時の計画等について
- 津波時の計画等について

2. 調査対象施設

- ①救護施設 ②更生施設 ③授産施設 ④社会事業授産施設
- ⑤宿所提供施設

3. 調査実施方法

2019 年 3 月 31 日時点の状況を、以下及び別添「調査スキーム」のとおりご回答ください。

なお、回答に当たっては、都道府県と市区町村、自治体内の福祉部局・危機管理部局及び土木部局が十分に連携を取り、調査・記入漏れのないよう進めてください。

また、都道府県及び市区町村は、調査の過程で、非常災害対策計画が未策定又は不十分であると判断した救護施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

- ① 厚生労働省から都道府県、指定都市、中核市の救護施設等所管部局へ調査依頼する（本通知）。
- ② 都道府県は、調査票の間 1～3（施設の名称・種別・所在地）について、所管施設分を記入した上で、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く）に対し、当該施設が地域防災計画に記載されている施設に該当するかどうか（水防法等により避難確保計画の作成義務等が生じる施設であるか）、調査票の間 4～8 の記入を依頼する。
- ③ 市区町村は、上記の都道府県の所管施設が地域防災計画に記載されている施設であるかを確認の上、調査票に記入し、都道府県に提出する。
- ④ 都道府県、指定都市、中核市は、間 1～8 を記入した上で、管内の所管施設に対し、調査票の記入を依頼する。
- ⑤ 都道府県、指定都市、中核市は、所管施設の状況とあわせて、1つの調査票に管内の全施設分の回答を取りまとめる（Excel のシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表（都道府県・指定都市・中核市用）を厚生労働省に提出する。

※ 指定都市、中核市は、①→④→調査票が管内の所管施設から提出された後、1つの調査票に提出された回答を取りまとめる（Excel のシート内に、1施設を1行として縦に並べて一覧にする）とともに、集計表（都道府県・指定都市・中核市用）に集計した上で、当該調査票及び集計表を厚生労働省に提出する流れとなる。

4. 提出方法

各都道府県、指定都市、中核市は、管内の全施設の状況が記入された「調査票」（1つのExcelシート内に、1施設1行として縦に並べた一覧）と、「集計表（都道府県・指定都市・中核市用）」を厚生労働省社会・援護局保護課へメール（Excel）にてご提出ください。（提出先：hogo-yosan@mhlw.go.jp）

調査票が容量の問題等で1つのExcelデータに取りまとまらない場合は、分割してお送りいただくことも可能です。

5. 回答期限

2019年6月28日（金） ※厳守

【問い合わせ先】

○厚生労働省関係項目

厚生労働省社会・援護局保護課

予算係長 近藤（内線 2824）

予算係 西（内線 2824）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3592-5934

○国土交通省（水害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 相澤（内線 35439）

津波水防係長 西（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

○国土交通省（土砂災害関係）項目

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

課長補佐 今森（内線 36142）

係長 田中（内線 36134）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)



内閣府（防災担当）
厚生労働省
国土交通省
消防庁
気象庁

1. 本事例集について.....	2
2. 対象施設について.....	3
3. 非常災害対策計画の作成のポイント.....	4
4. 【事例 1】 岩手県久慈市.....	5
5. 【事例 2】 岡山県備前市.....	33
6. 【事例 3】 兵庫県豊岡市.....	58
7. 【事例 4】 山梨県甲府市.....	81
8. 【事例 5】 神奈川県川崎市.....	106
9. (参考 1) 地域連携について.....	129
10. (参考 2) 行政の支援体制について.....	130
11. (参考 3) 避難訓練について.....	131